

秋田県中央地区老人福祉総合エリア コミュニティセンター利用約款

平成25年	7月	1日	制定
平成25年	7月	1日	施行
平成26年	4月	1日	改正
平成28年	6月	1日	改正

第1条(適用範囲)

秋田県中央地区老人福祉総合エリア コミュニティセンター(以下「エリア」という。)が、エリアをご利用いただくお客様(以下「利用客」という。)との間で締結する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 エリアが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条((利用契約の申込み)

エリアの施設利用の申込みをしようとする者は、次の事項をエリアに申し出ていただきます。

(1) 宿泊の場合

- (ア) 宿泊者名及び人数(団体の場合は団体名及び代表者名並びに宿泊人数)
- (イ) (ア)の住所及び電話番号
- (ウ) 宿泊日
- (エ) 到着及び出発予定時刻
- (オ) 食事の要不要
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 屋内運動広場又は会議室等の施設を、個人又は団体が貸し切る場合

- (ア) 利用者名及び人数(団体の場合は団体名及び代表者名並びに利用人数)
- (イ) 利用者の住所及び電話番号
- (ウ) 利用日
- (エ) 到着及び出発予定時刻
- (オ) 食事の要不要

- (カ) 送迎バスの要不要
- (キ) 机、椅子、その他備品・消耗品等エリアが準備する物
- (ク) 利用者が持ち込む物
- (ケ) その他必要と認める事項

**(3) 前2号に定める事項以外(休憩・入浴、屋内温水プール又は無料施設等)の利用
で、特にエリアが必要と認めた場合**

- (ア) 利用目的
- (イ) 利用人数
- (ウ) その他エリアが必要と認める事項

第3条(利用契約の成立等)

エリアの利用契約は、エリアの施設を利用しようとする者が前条の申込みをしたときに成立するものとします。ただし、エリアが第4条各号に定める事由等により承諾をしなかった場合は、この限りではありません。

第4条(利用契約締結の拒否)

エリアは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室又は満員により利用施設に余裕がないとき
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 利用しようとする者が、第10条で定める利用規則で禁じている行為をするおそれがあると認められるとき
- (5) 利用しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団 および 指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」という。)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (6) 利用しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき

- (7) 利用しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があ
りよう もの ほうじん やくいん ぼうりよくだんいん がいたう もの
き
(8) 利用しようとする者が利用施設若しくはエリア内に勤務する者(以下「職員等」と
りよう もの りようしせつ もの い か しよくいんとう
たい ぼうりよく きょうはく、きょうかつ いあつてき ふとうようきゆう おこ、
いう。)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、
ごうりてきはんい こ ふたん ようきゆう また どうよう こうい おこ
合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと
みと
認められるとき
(9) 利用しようとする者が他の利用者に 著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、又は
りよう もの た りようしゃ いちじる めいわく およ げんどう また
そのおそれがあるとき
(10) 利用しようとする者が、感染症罹患患者であると明らかに疑われるとき
りよう もの かんせんしやうりかんしゃ あき うたが
(11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができない
てんさい しせつ こしょう た え じゆう りよう
とき

第5条(利用客の契約解除権)

- 利用客は、エリアに申し出て、利用契約を解除することができます。
りようきゃく もう で りようけいやく かいじょ
2 エリアが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しな
しゆくはくきゃく きゃくしつ ていきよう しやう かのう しゆくはくきゃく にんい しゆくはく
ばあい しゆくはくりやうきん もう う
かった場合において、宿泊料金を申し受けることがあります。

第6条(エリアの契約解除権)

- エリアは、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。
つぎ かか ばあい りようけいやく かいじょ
(1) 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する
りようきゃく りよう かん ほうれい きてい おおやけ ちつじよ も ぜんりやう ふうぞく はん
行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
こうい みと また どうこうい みと
(2) 第10条で定める利用規則の禁止事項に従わないとき
だい じよう さだ りようきそく きんしじこう したが
(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)に
ぼうりよくだんいん ふとう こうい ぼうしとう かん ほうりつ へいせい ねん がつ にちしこう
よる「暴力団」及び「暴力団員」またはその関係者、その他反社会勢力であると
ぼうりよくだん およ ぼうりよくだんいん かんけいしゃ た はんしやかいせいりよく
認められるとき
みと
(4) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であると認めら
ぼうりよくだんまた ぼうりよくだんいん じぎょうかつどう しはい ほうじん た だんたい みと
れるとき
(5) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき
ほうじん やくいん ぼうりよくだんいん がいたう もの みと
(6) 利用施設に対する破壊行為を行ったとき、又は職員等に対する暴力、脅迫、
りようしせつ たい はかいこうい おこな また しよくいんとう たい ぼうりよく きょうはく
きょうかつ いあつてき ふとうようきゆう おこな ごうりてきはんい こ ふたん ようきゆう
恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求し

たとき

- (7) 他たの利用客りようきゃくに著いちじるしい迷惑めいわくを及およぼす言動げんどうをしたとき
- (8) 利用客りようきゃくが感染症かんせんしやうりかんしゃ罹患者あきであると明うたがらかに疑うたがわれるとき
- (9) 天災等てんさいなど不可抗力ふかこうりよくに起因きいんする事由じゆうにより利用りようさせることができなくなるとき

2 エリアぜんこうが前項きていの規定もとに基づいて利用契約りようけいやくを解除かいじょしたときは、利用客りようきゃくがいまだに提供ていきようを受けていない利用サービス等りようとうの料金りようきんはいただきません。

だい じょう しゅくはく とうろく

第7条(宿泊の登録)

利用客りようきゃくのうち宿泊しゅくはくを申込み者もうしこは、利用日当日もの、コミュニティセンター受付りよう びとうじつにおいて、次うけつけの事項つぎを登録じこうしていただきます。

- (1) 宿泊客しゅくはくきゃくの氏名しめい、年令ねんれい、性別せいべつ、住所じゆうしよ及び職業およ
- (2) 外国人がいこくじんにあつては、国籍こくせき、旅券番号りよけんばんごう及び旅券りよけん(パスポート)の写しうつ
- (3) 出発日しゅつぱつ び及び出発予定時刻しゅつぱつ よてい じこく
- (4) その他必要た ひつようと認める事項みと じこう

だい じょう きゅうかん び およ きゅうぎよう

第8条(休館日及び休業)

エリアきゅうかん びの休館日つぎは、次のとおりとします。

- (1) 月曜日げつようび(その日ひが国民こくみんの祝日しゅくじつに関する法律かん(昭和23年法律第178号)に規定ほうりつする休日しょうわに当たるときは、その日後ねんほうりつにおいてその日に最も近い同法ごうに規定きていする休日きゅうじつでない日ひ)
 - (2) 1月1日がつ にちおよ及び12月31日がつ にち
- 2 エリアひつようが必要みとと認めたときは、前項ぜんこうの規定きていに関わらず臨時かかに休業日りんじを設け、又は前項きゅうぎよう びに定める休業日もうを変更またすることがあります。ぜんこう
- 3 エリアさだが認めたときは、第1項きゅうぎよう びの規定へんこうに関わらず休業日みとであっても利用施設だい とうを使用きていさせることができます。かか きゅうぎよう び りようしせつ しょう
- 4 前2項ぜん こうの臨時的な休業りんじてき又は休業日きゅうぎようの変更等またを行う場合きゅうぎよう びには、適当な期間へんこう及び方法おこなをもって周知ばあいに努めるものとしてします。てきとう きかん およ ほうほう

だい じょう りようしせつ しょうじかん
第9条(利用施設の使用時間)

エリアの利用施設に係る使用時間は、次のとおりとします。ただし、エリアが認めた場合は、この限りではありません。

(1) 宿泊室 16:00から翌日の10:00まで。ただし、連続して宿泊する場合を除く。なお、入浴はチェックインの時間から22:00までと、翌朝の7:00から8:00まで

(2) 休憩室 9:00から19:00まで。なお、入浴は10:00から19:00まで

(3) 屋内温水プール

10:00から18:30まで

団体貸切は8:00から18:30まで

なお、13:00から30分間は、水質確認・調整のため使用できません

(4) 会議室等 9:00から19:00まで

(5) 屋内運動広場

9:00から17:00まで。ただし、貸し切りの場合は9:00から21:00まで

(6) 緑地運動広場

9:00から17:00まで

2 前項の時間は臨時に変更することがあります。その場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

だい じょう りようきそく じゅんしゅ
第10条(利用規則の遵守)

利用客は、エリア内においては、エリアが定めてエリア内に提示した利用規則に従っていただきます。

だい じょう およ かくてん えいぎょうじかん
第11条(テナント及び各店の営業時間)

エリア内に入居しているテナント及び各店の営業時間は、次のとおりです。

レストランワン	ちょうしょく しゆくはくきやく 朝食(宿泊客のみ) 7:30から 9:00 ちゆうしょく 昼食 10:30から16:30 ゆうしょく しゆくはくきやく 夕食(宿泊客のみ) 17:00から18:30 えんかい ばあい べつ たいおう ※ご宴会の場合は、別に対応いたします
ばいてん 売店 レストランワン	10:00から17:30
りよう 理容 カット&フェイス	9:00から17:00
びよう 美容 salon ゆみこ	9:00から16:30

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

第12条(料金の支払い)

利用客が支払うべき利用料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは原則として現金によるものとし、エリアが請求したとき、コミュニティセンター受付において行っていただきます。

3 テナント各店を利用した場合は当該各店でお支払いいただきます。

第13条(エリアの責任)

エリアは、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがエリアの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条(契約した施設等の提供ができないときの取扱い)

エリアは、利用客に契約した施設等を提供できないときは、利用客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の利用施設の斡旋に努めるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊客に対して宿泊室の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、

しゆくはくしつ ていきよう せ き じゆう ほしよりよう
宿泊室が提供できないことについて、エリアの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を
しはら
支払いません。

だい じゅう きたくぶつなど とりあつか およ そんがいばいしょう
第15条(寄託物等の取扱い及び損害賠償)

りようきやく うけつけ あず きちようひんまた げんきん めっしつ
利用客がコミュニティセンター受付にお預けになった貴重品又は現金について、滅失、
きそんなど そんがい しょう ふかこうりよく ばあい のぞ そんがい
毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、エリアは、その損害を
ばいしょう
賠償します。

2 利用客が、エリア内にお持込みになった貴重品又は現金であってコミュニティセンター
うけつけ あず こいまた かしつ めっしつ きそんなど
受付にお預けにならなかったものについて、エリアの故意又は過失により滅失、毀損等の
そんがい しょうじ そんがい ばいしょう りようきやく しゅるい
損害が生じたときは、エリアは、その損害を賠償します。ただし、利用客からあらかじめ種類
およ かがく めいこく こいまた じゅうだい かしつ ばあい
及び価額の明告のなかったものについては、エリアに故意又は重大な過失がある場合に
かぎ そんがいばいしょう げんどがく まんえん そんがい ばいしょう
限り、損害賠償の限度額を15万円としてその損害を賠償いたします。

だい じゅう りようきやく てにもつまた けいたいひん ほかん
第16条(利用客の手荷物又は携帯品の保管)

りようきやく てにもつ りよう さきだ どうちやく ばあい どうちやくまえ
利用客の手荷物が、利用に先立ってエリアに到着した場合は、その到着前にエリアが
りようかい かぎ せきになん ほかん りようきやく うけつけ
了解したときに限って責任をもって保管し、利用客がコミュニティセンター受付において
うけつ さい わた
受け付けた際にお渡します。

2 前項の手荷物について、その到着前にエリアの了解を得ていない場合は、当該所有者
ぜんこう てにもつ どうちやくまえ りようかい え ばあい どうがいしよゆうしゃ
に連絡するとともにその指示を求め保管するものとしますが、連絡がつかない場合又は
れんらく しじもと ほかん れんらく ばあいまた
保管することが困難であるとエリアが判断した場合は保管をお断りします。
ほかん こんなん はんだん ばあい ほかん ことわ

3 利用客がエリアから退所した後、利用客の手荷物又は携帯品がエリアに
りようきやく たいしょ ご りようきやく てにもつまた けいたいひん
置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、エリアは、当該所有者
おわす ばあい しよゆうしゃ はんめい どうがいしよゆうしゃ
に連絡するとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は
れんらく しじもと しよゆうしゃ しじ ばあいまた
所有者が判明しないときは、発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届けます。
しよゆうしゃ はんめい はっけんび ふく かない もよ けいさつしよ とど

4 前3項の場合における利用客の手荷物又は携帯品の保管についてのエリアの責任は、
ぜん こう ばあい りようきやく てにもつまた けいたいひん ほかん せきになん
第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前2項の場合にあつては同条第2項の規定
だい こう ばあい ぜんじようだい こう きてい ぜん こう ばあい どうじようだい こう きてい
に準じるものとします。
じゅん

だい じゅう ちゅうしゃ せきになん
第17条(駐車責任)

りようきやく ちゅうしゃじょう りよう ばあい しやりょう きたく いかん
利用客がエリアの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、

ぼしよ か エリアは場所をお貸しするものであって、しやりょう かんりせきにん お
だし、ちゅうしゃじょう かんり あたり エリアの故意又は過失によって損害を与えたときは、その
ばいしょう せ にん
賠償の責めに任じます。

だい じゅう りようきやく せきにん
第18条(利用客の責任)

りようきやく こいまた かしつ えりあ そんがい こうむ どうがいりようきやく たい
利用客の故意又は過失によりエリアが損害を被ったときは、当該利用客はエリアに対し
そんがい ばいしょう
その損害を賠償するものとします。

だい じゅう こじんじょうほう とりあつか
第19条(個人情報の取扱い)

りようきやく ていきょう こじんじょうほう あきたけんしゃかいふくしじぎょうだんこじんじょうほう
エリアは利用客から提供される個人情報については、秋田県社会福祉事業団個人情報
ほごきてい のつと てきせつ とりあつか
保護規程に則り、適切に取扱います。

だい じゅう さだ りょうきそく 第10条に定める利用規則

あきたけんちゅうおうち くろうじんふくしそごう (以下「エリア」という。)を
りょう あ きやくさま やくそくいただ きそく
ご利用するに当たり、お客様にお約束頂く規則です。

【エリア施設及びエリア敷地内(駐車場・芝生・緑地運動広場等)でおやめいただきたい行為】

- 1) とぼく ふうきちあん みだ こうい た きやくさま めいわく げんどう
賭博や風紀治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動。
- 2) も こ また ほうち こうい
ゴミを持ち込み、又は放置する行為。
- 3) はな が また ふん ほうち こうい
ペットの放し飼い、又はその糞を放置する行為。
- 4) がいかん そこ けいじぶつまた ぶつびん ちんれつとう
エリアの外観を損なうような掲示物又は物品の陳列等。
- 5) ちいきじゅうみんおよ た きやくさま めいわく だいのんりょう そうおんまた せんでんなど
地域住民及び他のお客様に迷惑となる、大音量による騒音又は宣伝等。
- 6) きよか え おこな せいじかつどうまた しゅうきょうかつどう
エリアの許可を得ずに行う政治活動又は宗教活動。
- 7) きよか う おこな えいぎょうこうい
エリアの許可を受けずに行う営業行為。
- 8) きよか う おこな せんでんぶつ はいふ ぶつびん はんばいとう
エリアの許可を受けずに行う宣伝物の配布、物品の販売等。
- 9) きよか え せつえいまた のじゆく せつび むだんしやう しゅうかいた すいじとう
エリアの許可を得ずに行うテント設営又は野宿し、設備の無断使用や集会又は炊事等すること。
- 10) きよか う でんき すいどう など せつび しやう
エリアの許可を受けずに、電気・水道・ガス等の設備を使用すること。
- 11) びひんとう しょていいがい ぼしよ しやう しせつ びひんとう ようていいがい もくてき
エリアの備品等を所定以外の場所で使用し、施設・備品等を用意以外の目的で使用すること。
- 12) しせつ びひんとう げんじやう へんこう しやう
エリアの施設・備品等の現状を変更して使用すること。

【エリア施設内でおやめいただきたい行為】

- 1) はっか いんかせい あくしゅう はつ たほうれい しよじ きん
発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものの持ち込み。
- 2) いぬ かいじよけんまた もうどうけん のぞ ねこ ことり た どうぶつ も こ
犬(介助犬又は盲導犬を除きます。)、猫、小鳥、その他の動物の持ち込み。
- 3) ろうか おおごえ きせい はっ はしまわ とう こうい
廊下やロビーで大声や奇声を発し、走り回る等の行為。
- 4) おくないやうどうひろばいがい ぼしよ とう ゆうぐ しやう あそ
屋内運動広場以外の場所でボール等の遊具を使用し遊ぶこと。
- 5) かいだんおよ かい て あそ
階段及び2階の手すりですり遊ぶこと。

かさいよぼうじょう まも じこう
【火災予防上お守りいただきたい事項】

- 1) エリア施設内には、暖房用、炊事、調理用の火器及び電化製品等(ストーブ、ガスコンロ、七輪、魚焼き器、ホットプレート、レンジ、炊飯器、トースター、冷蔵庫、冷凍庫など)を持ち込んでご使用にならないでください。
- 2) エリア施設内での喫煙は、所定の場所でお願ひします。特に、火災の原因となりやすい場所(特に宿泊室及び休憩室)での寝たばこは、決してなさないでください。
- 3) 消防設備等に対するいたずらは、決してなさないでください。
- 4) その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

ほあんじょう まも じこう
【保安上お守りいただきたい事項】

- 1) 個室をご利用の場合、お部屋から出られるときは、ドアおよび窓の施錠をご確認ください。
- 2) 個室にご滞在中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵をお掛けください。来訪者が有ったときは、不用意に開扉なさないでご確認ください。万一不審者と思われる場合は、直ちにコミュニティセンター受付(内線218番)にご連絡ください。
- 3) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- 4) 個室をご利用なされる場合、外出の際は必ずコミュニティセンター受付に鍵をお預けください。

おも りゆう
主な理由は、

きやくさま ざいしつ がいしゅつ かぎ うむ ほんだん
(ア) お客様が在室か外出かを鍵の有無で判断している

そと も だ ふんしつ かのうせい たか
(イ) 外に持ち出すと紛失の可能性が高くなる

ほか
(ウ) その他

ふんしつ ばあい ふく べんしょう
紛失の場合、シリンダーを含めて弁償していただくことがあります。

しはら
【お支払いについて】

- 1) お支払いは、エリアが請求した時に原則として現金でお願ひいたします。
- 2) テナント(レストラン、売店等)をご利用される場合は、各店舗での会計となります。
- 3) お荷物輸送費、切符代、タクシー代等のお立替は、お断りさせていただきます。

きちようひん あず ひん と あつか)
【貴重品、お預かり品のお取り扱いについて】

- 1) 現金、その他貴重品は、原則としてご自身で責任を持って保管ください。エリア施設内及び敷地内での貴重品の事故に関して、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 2) 遺失物は、法令に基づいて処理させていただきます。(遺失物法9条関係)
- 3) コミュニティセンター受付でお預かりしたお預かり品の保管期間は、7日以内とさせていただきます。

よくじょう ふく りよう
【浴場(サウナを含みます)のご利用について】

りよう ことわ じこう
○ご利用をお断りしている事項

- 1) 医師から入浴を禁じられている方のご利用はお断りいたします。
- 2) 酒気を帯びた方及び衛生上、管理上、入浴に不相当と認められる方は、ご利用をお断りいたします。
- 3) 入れ墨をされている方の入浴はお断りいたします。

りよう あんぜんおよ えいせいじょう きんし じこう
○ご利用の安全及び衛生上、禁止している事項

- 4) 危険性のある物品(発火・爆発の恐れのあるもの、有毒ガス・悪臭を発生させるもの、刃物、ガラス製品、水中メガネ、金属類等)の持ち込みは禁止いたします。
- 5) 浴場内での衛生環境を著しく損なう行為は固く禁止いたします。
- 6) 浴場及び更衣室内での飲食は固く禁止いたします。
- 7) アルコール類の持ち込みは固く禁止いたします。
- 8) 大浴場での遊泳、飛び込み、水遊び等は固く禁止いたします。
- 9) タオルを湯船に浸けたりサウナの中で絞ったり、水をまいたりする行為は禁止いたします。
- 10) サウナ室への本・雑誌類の持ち込みは禁止いたします。
- 11) 浴場及び更衣室内での毛染め(カラーシャンプー、カラーリング剤を含む)は禁止いたします。
- 12) 浴場内での歯磨きは禁止いたします。(更衣室内の洗面所をご利用ください)
- 13) 立入禁止区域内へ無断で出入りすることは固く禁止いたします。

りょう あんぜんおよ えいせいじょう きょうりょく じこう
○ご利用の安全及び衛生上、ご協力いただきたい事項

- 14) しょうがっこう ねんせい い か こさま ほごしゃ どうはん りょう
小学校3年生以下のお子様は、保護者が同伴してご利用ください。
- 15) よ からだ あら にゅうよくおよ たの
良く体を洗ってからご入浴及びサウナをお楽しみください。
- 16) よくじょうおよ こういしつない も こ ぶつびん ふんしつ どうなん
浴場及び更衣室内に持ち込まれた物品の紛失、盗難につきましては、エリアとして
せきになん お かくじじゅうぶん ちゅうい
その責任を負いかねますので各自充分にご注意ください。
- 17) こんざつ りょう せいげん りょうしょう
混雑したときはご利用を制限することがありますのでご了承ください。
- 18) ほか きやくさま めいわく こうい きけん こうい ねが
他のお客様のご迷惑になる行為や危険な行為はなさらないようお願いいたします。
- 19) よくじょうない どう じ こ おうきゅうしよち
浴場内におけるケガ等の事故について、エリアにおいて応急処置はいたしますが、
かしつ ばあい のぞ せきになん いっさい お じゅうぶんちゅうい
エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してく
ださい。

おくないおんすい りょう
【屋内温水プールのご利用について】

りょう ことわ じこう
○ご利用をお断りしている事項

- 1) い し すいえい きん かた りょう ことわ
医師から水泳を禁じられている方のご利用はお断りいたします。
- 2) しゆき お かたおよ えいせいじょう かんりじょう すいえい ふてきどう みと かた りょう
酒気を帯びた方及び衛生上、管理上、水泳に不相当と認められる方は、ご利用を
ことわ
お断りします。
- 3) い ずみ かた りょう ことわ
入れ墨の方のご利用はお断りします。

りょう あんぜんおよ えいせいじょう きんし じこう
○ご利用の安全及び衛生上、禁止している事項

- 4) せんすい と こ どう あし かた ことわ
潜水、飛び込み、プールサイド等でのかけ足は固くお断りいたします。
- 5) ひ や など しよう きんし
日焼けサンオイル等の使用は禁止いたします。
- 6) るい も こ かた きんし
アルコール類の持ち込みは固く禁止いたします。
- 7) ない およ こういしつ いんしよく かた きんし
プール内、プールサイド及び更衣室での飲食は固く禁止いたします。
- 8) ない きけんせい ぶつびん せいひん きんぞくゐなど も こ かた きんし
プール内に危険性のある物品(ガラス製品、金属類等)の持ち込みは固く禁止いたし
ます。
- 9) たちいりきんしくいきない むだん くい かた きんし
立入禁止区域内へ無断で出入りすることは固く禁止いたします。

りょう あんぜんおよ えいせいじょう きょうりょく じこう
○ご利用の安全及び衛生上、ご協力いただきたい事項

- 10) ぶんかん すいしつかくにん ちようせい りょう
13:00から30分間は、水質確認・調整のためご利用できません。
- 11) けんこうかんりおよ じ こぼうし てきぎ きゅうけい ねが
健康管理及び事故防止のため適宜の休憩をお願いいたします。
- 12) しょうがっこう ねんせい い か こさま ほごしゃ どうはん ごりょう
小学校3年生以下のお子様は、保護者が同伴してご利用ください。

- 13) 小さいお子様をお連れの保護者は、お子様から目を離さないようにお願いします。
- 14) プール及び更衣室内に持ち込まれた物品の紛失、盗難につきましては、エリアとしてその責任を負いかねますので各自充分にご注意ください。
- 15) 水泳用キャップを着用のうえご利用ください。
- 16) プールが混雑したときは次に掲げるご利用を制限することがありますのでご了承ください。
- ・ プール内へのご入場及びご利用
 - ・ 大型遊具・ビーチボール等のご使用
- 17) 他のお客様のご迷惑になる行為や危険な行為はなさらないようお願いいたします。
- 18) プールにおけるケガ等の事故は、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください。

【屋内運動広場のご利用について】

- 1) 卓球、ボールその他の遊具は互いに譲り合い、仲良く遊ぶと供に破損しないよう丁寧な取扱いをお願いします。
- 2) 個人又は団体等で、一定の範囲を占有して使用する場合は、利用申込みが必要になります。
- 3) 酒気を帯びた方並びに管理及び衛生上、不相当と認められる個人又は団体のご利用をお断りします。
- 4) バット、ゴルフクラブ、硬いボール等の怪我の恐れのあるもの等の使用は危険ですので、ご利用をお断りします。
- 5) アルコール類の持ち込みは禁止いたします。
- 6) エリアが認めた場合を除き、屋内運動広場での飲食を禁止いたします。
- 7) 屋内運動広場が混雑したときはご利用を制限することがあります。
- 8) 屋内運動広場におけるケガ等の事故について、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください。

【屋外施設(緑地運動広場・屋外トイレ)のご利用について】

- 1) 屋外施設のご利用を希望される場合は、受付での利用申し込みが必要になります。

- 2) ゴミ類及びペットの糞は各自でお持ち帰り願います。
- 3) 酒気を帯びた方並びに管理及び衛生上、不相当と認められる個人又は団体のご利用をお断りします。
- 4) アルコール類の持ち込みは禁止いたします。
- 5) 屋外施設が混雑したときはご利用を制限することがあります。
- 6) 屋外施設におけるケガ等の事故について、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください。

【駐車場・芝生のご利用について】

- 1) 駐車場・芝生に危険物(発火・爆発の恐れのあるもの、有毒ガス・悪臭を発生させるもの、刃物等)を持ち込まないでください。
- 2) 危険ですから、駐車場で遊ばないでください。
- 3) 駐車場・芝生内及びその周辺で許可なく営業行為、その他エリアの管理に支障がある行為は固くお断りします。
- 4) お客様又は職員以外の方は、無断駐車をなさらないようお願いいたします。
- 5) エリアの故意又は過失によって損害を与えた場合を除き、駐車場で起こる事故、災害及び災害による車両の損害について、エリアは一切の責任を負いません。

【送迎バスの利用について】

- 1) 送迎バスの台数は1台で、乗車可能人数は最大28名です。
- 2) 送迎バスのご利用は、事前の申込みが必要となります。
- 3) 送迎バスの乗車定員を超えてのご利用は固くお断りさせていただきます。
- 4) 送迎を申し受ける範囲は、原則としてエリアから片道1時間以内で行ける場所とします。
なお、冬期間については、道路事情等によりその範囲が狭まる場合があります。
- 5) 送迎バスの運行時間は、原則として8:30(エリアを出発する時刻)から17:00(最終出発時刻)までといたします。
- 6) お客様の待機場所は、原則として送迎バスが方向転換できるか、他の車両通行に支障がない場所とし、できるだけまとまった乗降をお願いいたします。
- 7) 天災・悪天候などの不可抗力、車両故障、その他の事情により送迎バスが遅延・運行

ちゅうし ばあい りょうりょう へんきん わりびき だいたい だいなど ふたん
中止になった場合において、エリア利用料の返金・割引・代替タクシー代等の負担、
た い し つ り え き ほ し ょ う お よ い し や り ょ う な ど し は ら
その他遺失利益の補償及び慰謝料等の支払いはいたしませんので、あらかじめ
りょうし ょ う
ご了承ください。

8) 待機中は、原則として送迎バスのエンジン及びエアコンを停止いたします。

おも り ゅ う
主な理由は、

(ア) 待機場所近隣住民への配慮

(イ) 二酸化炭素排出抑制など、地球環境保全への取り組み

り か い き ょ う り ゅ く ね が
ご理解とご協力をお願いいたします。

9) 下記のようなご利用は、原則としてお断りいたします。

(ア) 送迎範囲を逸脱したご利用。またはご予約内容と大幅に異なる場所(観光地等)

そ う げ い
への送迎

(イ) お客様の個別のご要望に応じた乗降

(ウ) 2台以上の送迎バスの用意

10) 下記のようなご行為は固くお断りしており、運転士の判断で運行を中止することがあります。

(ア) お約束の時間から大幅に遅れてのご利用

(イ) 安全な停車が困難な場所で、待機又は乗降することを求める行為

(ウ) 公道上に停車したまま、運転士に送迎バスから離れることを要求する行為

(エ) 安全上、技術上の理由から狭隘路への進入を断った運転士に対し、進入を要求する行為

(オ) 運転士に対する暴言・暴行、または執拗に話しかける等、安全運転を妨げる行為

(カ) 危険物(発火・爆発の恐れのあるもの、有毒ガス・悪臭を発生させるもの、刃物等)の持込

(キ) その他、お断りすることが社会的に妥当とされる行為

だい じょう さだ べつびょう
第12条に定める別表1

あきたけんちゅうおうち くろうじん ふくしそугоう りようりょうきん
秋田県中央地区老人福祉総合エリア利用料金

きゅうけい にゅうよくりょう
【休憩・入浴料】

かいけん 1回券	おとな 大人	えん 620円
	いごう (15:00以降)	えん 310円
	しょうがくせい 小学生	えん 310円
	いごう (15:00以降)	えん 160円

かいすうけん かいけん 回数券(6回券)	おとな 大人	えん 3,000円
	しょうがくせい 小学生	えん 1,500円

しゅくはくりょう
【宿泊料】

おひとりさまいっぱく お一人様一泊 ひろま りょう ぼあい (広間をご利用の場合)	おとな 大人	えん 3,090円 (2,780円)
	しょうがくせい 小学生	えん 2,260円 (2,060円)
	ようじ さいいじょう 幼児(3歳以上)	えん 1,130円 (1,030円)

おくないおんすい
【屋内温水プール】

かいけん 1回券	おとな 大人	えん 520円
	こうこうせい 高校生	えん 360円
	さい ちゅうがくせい 3才～中学生まで	えん 210円

かいすうけん かいけん 回数券(6回券)	おとな 大人	えん 2,570円
	こうこうせい 高校生	えん 1,800円
	さい ちゅうがくせい 3才～中学生まで	えん 1,030円

